

# 加古川市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、加古川市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、加古川市加古川町篠原町21番地8（カピル21ビル7階）に事務所を置く。

2 センターの業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 センターの業務日は、月曜日から金曜日とする。ただし、祝日、年末年始及びカピル21ビルの休業日を除く。

(目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助（以下「援助」という。）を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動（以下「援助活動」という。）の調整を行い、もって子育て支援を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(2) 援助活動の調整業務

(3) 入会希望者及び会員に対して援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務

(4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務

(5) アドバイザーとサブリーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整業務

(6) 広報紙を発行する等広報業務

(7) 前各号に掲げる業務のほかセンターの目的の達成に必要な業務

(アドバイザー)

第5条 センターの円滑な運営を図るため事務所にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

(1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。

(2) 会員の募集及び登録に関すること。

(3) 会員の統括に関すること。

(4) 会員の援助活動の調整に関すること。

(5) 会員に対する講習会及び交流会等の実施に関すること。

(6) サブリーダーの選任に関すること。

(7) サブリーダーの育成指導に関すること。

(8) 会員間のトラブルへの助言に関すること。

(9) その他センターの業務運営に関すること。

(サブリーダー)

第6条 センターは、事業を円滑に行うために会員の中からサブリーダーを選任することができる。

2 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、センターの指導のもと、事業の推進に協力する。

(会員)

第7条 会員は、本会則を了承し、育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）又は育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）であって、第9条第1項及び第2項に規定する入会手続を行った者とする。

2 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

（会員資格）

第8条 次の各号に掲げる要件を満たす者は、提供会員になることができる。

- （1）市内に居住していること。
- （2）ボランティア活動や育児支援に対して理解と熱意を有していること。
- （3）心身ともに健康で、積極的に援助活動を行えること。
- （4）過去にこどもに対して虐待や不適切な行為を行ったことがないこと。

2 次の各号に掲げる要件を満たす者は、依頼会員になることができる。

- （1）市内に居住又は市内に勤務していること。
- （2）小学校6年生以下の同居している親族を養育していること。

（入会）

第9条 提供会員として入会しようとする者は、加古川市ファミリーサポートセンター運営事業実施要綱第10条第2項に定める講習を受講した後、提供会員申込書（様式第1号）をセンターに提出し承認を得なければならない。

2 依頼会員として入会しようとする者は、説明会等に参加し、援助活動の趣旨を十分理解したうえで、依頼会員申込書（様式第2号）をセンターに提出し承認を得なければならない。

3 センターは、前2項の申込みを受けたときは、申込者が本人であること及び市内に居住又は市内に勤務していることを確認する。

4 センターは、入会を承認したときは、会員として登録し、会員証（様式第3号）を発行する。ただし、依頼会員にあつては、会員証を発行しないことができる。

5 会員は、第1項及び第2項の規定により提出した申込書の内容に変更を生じたときは、提供会員にあつては、会員登録変更届（提供会員用）（様式第4号の1）を、依頼会員にあつては、会員登録変更届（依頼会員用）（様式第4号の2）をセンターに届け出なければならない。

（保険）

第10条 センターは、会員の援助活動中の事故に備え、センターの事業を対象とする補償保険に加入するものとする。

（会員の遵守事項）

第11条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）センターの目的や趣旨を理解し、信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
- （2）援助活動により知り得た他人の家庭の事情等を漏らさないこと。退会後も同様とする。
- （3）援助活動を通じて政治、宗教、営利等を目的とする行為並びに物品の斡旋及び販売を行わないこと。
- （4）センターに無断で援助活動を行わないこと。
- （5）前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。

（損害の賠償）

第12条 会員は、故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、そ

の損害を賠償しなければならない。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届出書(様式第5号)をセンターに提出しなければならない。ただし、こどもの年齢到達、会員の転出、転居その他提出が困難とセンターが認めるときは、この限りではない。

2 会員は、退会に際して、第9条第4項の規定により発行された会員証その他センターが指示する書類等をセンターに返還しなければならない。

(登録の抹消)

第14条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) この会則に違反したとき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為によりセンターに損害を与えたとき。

(3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められたとき。

(4) 会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき。

(5) その他会員として相応しくない非行があったとき。

2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、速やかにその理由を明示した会員登録抹消通知書(様式第6号)により、通知しなければならない。

(援助活動の内容)

第15条の1 生後6ヵ月以上小学校6年生以下のこどもを養育する依頼会員に対し、援助活動として提供会員が行う援助は、生後6ヵ月以上小学校6年生以下のこどもについての臨時的又は補助的な次に掲げるものとする。

(1) 保育所、幼稚園、小学校及び児童クラブ等これらに類する施設(以下「保育施設等」という。)の開始時間まで預かること。

(2) 保育施設等の終了時間後、預かること。

(3) 保育施設等から提供会員の自宅までの送迎を行うこと。

(4) 依頼会員の病気や通院などの場合に預かること。

(5) 冠婚葬祭、学校及び地域行事などの場合に預かること。

(6) 買物等の外出の際に預かること。

(7) 前各号に掲げるもののほかセンターが認める範囲において、会員の育児に関する支援として必要な援助を行うこと。

2 前項の援助活動において、生後6ヵ月以上小学校6年生以下のこどもを預かる場合は、提供会員の自宅、又は会員間の合意のもとセンターが認める安全が確保できる場所において行うことができる。

第15条の2 生後6ヵ月未満のこどもを養育する依頼会員に対し、援助活動として提供会員が行う援助は、生後6ヵ月未満のこどもについての臨時的又は補助的な次に掲げるものとする。

(1) 沐浴、おむつの交換、調乳などの育児補助を行うこと。

(2) 病院、買い物、健診等への付き添い

(3) 前各号に掲げるもののほかセンターが認める範囲において、生後6ヵ月未満のこどもの育児のサポートに必要な援助を行うこと。

2 前項の援助活動において、生後6ヵ月未満のこどもを預かる場合は、依頼会員同伴のもと、依頼会員の自宅、又は会員間の合意のもとセンターが認める安全が確保できる場所において行うことがで

きる。

第15条の3 こどもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

第15条の4 同時に複数の依頼会員に対する援助活動は、原則として行わないものとする。ただし、会員間の合意があり、センターが認める場合はその限りではない。

(援助時間)

第16条 提供会員が援助を行う時間（以下「援助時間」という。）は、午前6時から午後10時までの育児の援助を必要とする時間とする。

2 援助時間は、最低1時間とし、1時間を超える場合は、30分単位とする。

3 援助時間は、提供会員が活動を開始した時から活動が終了した時までとする。

(援助活動の実施方法)

第17条 依頼会員は、援助を必要とする場合は、センターに対して援助の申込みをしなければならない。

2 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2か月前から前日までに行うものとする。

3 アドバイザーは、依頼会員から援助の申込みを受けた時は、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申込み内容に相応しいと認められる提供会員に依頼するとともに、調整内容及び結果を記録するものとする。

4 援助活動を行おうとする会員は、十分な打合せ及び情報交換を行うこととする。

5 依頼会員は、申込みをした内容など必要な事項を援助活動報告書A（様式第7号の1）又は援助活動報告書B（様式第7号の2）に記入し、提供会員に提出しなければならない。

6 依頼会員は、事前にセンターに許可を得た援助活動以外の援助の要求をしてはならない。

7 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書に援助活動の内容を記録し、依頼会員の確認を受けなければならない。

8 提供会員は、依頼会員の確認を受けた援助活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出しなければならない。

9 援助活動は、依頼会員と提供会員との自主的な判断による契約に基づき行われるものとする。

(安全確保の措置)

第18条 援助活動の実施に際し、提供会員はセンターが定める安全チェックリスト（様式第8号）を遵守するとともに、こどもの安全確保に努めなければならない。

2 提供会員は、援助活動中にこどもの状態に異常を認めたときは、直ちに依頼会員に連絡するとともに適切な措置をとるものとする。

(事故の取扱い)

第19条 会員は、援助活動において事故が生じたときは、直ちにセンターに報告しなければならない。

2 センターは前項の報告に基づき、必要に応じ第10条の補償保険の請求を行う。

3 センターは、援助活動中に生じた事故による損害については、その責任を負わず、当該援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

(報酬等)

第20条 依頼会員は、提供会員に対し、援助の終了の都度、別に定める基準に従って援助の報酬及び実費を支払うものとする。

(連絡調整会議)

第21条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

2 連絡調整会議は、アドバイザー及びサブリーダーをもって構成し、事業の活動状況の報告、情報交換等を行う。

(事業説明等)

第22条 センターは、入会しようとする者に対し、事業説明等を行い、センターの趣旨や援助活動の内容等について周知を図り、理解と賛同を得るように努めるものとする。

(講習会)

第23条 センターは、会員及び入会を希望する者に対して、援助活動に関する知識や技能の向上を図るため定期的に講習会を開催するものとする。

(交流会)

第24条 センターは、交流会を開催するものとする。

2 交流会は、アドバイザー及び会員をもって構成し、会員相互の交流を図り情報交換等により親睦を深める。

(個人情報保護)

第25条 センターは、会員から収集した個人情報について適正な保護対策を講じるとともに、会員に対してプライバシー保護の周知を図るものとする。

2 その他、個人情報保護について必要な事項はセンターが別に定める。

(その他)

第26条 この会則に定めるもののほか、その他必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日 福祉部長決定)

(施行期日)

この会則は、決定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和4年2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

2 第15条の2に規定する援助活動の実施については、令和5年10月1日から開始することとする。

(施行期日)

この会則は、令和8年4月1日から施行する。